出席停止の連絡

下記の病気は、学校保健安全法第19条により他の生徒にうつる疑いのある間は登校できません。

	病 名	出席停止期間					
第一種	エボラ出血熱,クリミア・コンゴ出血熱,南米出血熱,ペスト,マールブルグ病,ラッサ熱,急性灰白髄炎,ジフテリア,痘そう						
	重症急性呼吸器症候群						
	(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスである ものに限る)	治癒するまで					
	鳥インフルエンザ						
	(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザA						
	ウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。次号及び第19条第一項第二号イにおいて「鳥インフ						
	る。伏芳及い第19米第一項第二方イにおいて「鳥インノー ルエンザ(H5N1)」という。)						
第二種		- こかかったものについては、次の期間。ただし、病状により学校医					
	その他の医師において感染のおそれがないと認めたとき	は、この限りでない。					
	インフルエンザ (鳥インフルエンザ (H5N1) 及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。					
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤に よる治療が終了するまで。					
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで。					
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。					
	風疹	発しんが消失するまで。					
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで。					
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。					
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎						
第		症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認め					
三種	ス,パラチフス,流行性角結膜炎,急性出血性結膜炎, その他の感染症	るまで。					
種	C A TO A MANAGEMENT						

治癒し、医師から登校の許可が出ましたら、下記の用紙を提出してください。

--**-** きりとり ·**---**-

担任

学校感染症の届及び登校許可書

平成 年 月 日

帝京大学中学校・高等学校 校長 冲永 寛子 殿

教頭 教務主任 学年主任

1.	病	名														
2.	加療	期間	平成		年	月	日	(曜日)	~平成	年	月	目	(曜日)	まで
卢	中・高	•	年	組	番	全 生徒	走名				保護者名					
上記の生徒は上記1, 2のとおり加療しましたが、治癒したので登校しても差し支えないことを証明します。																
											平成	Ì	年	月		日
	狷	対院 名	3											É	= [7]	